

平成26年11月26日

午前10時開議

議場

1. 議事日程（第6日目）

追加日程第1 平田晶子君の議員辞職の件

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 発議第4号 堀江議長の不信任決議

日程第1 議案第70号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第71号 上天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第72号 上天草市国民健康保険条例及び上天草市国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第73号 上天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について

日程第5 議案第74号 上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第75号 平成26年度上天草市一般会計補正予算（第5号）

日程第7 議案第76号 平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）

日程第8 議案第77号 平成26年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第9 議案第78号 平成26年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第79号 平成26年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第80号 平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第81号 上天草市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第13 議案第82号 指定管理者の指定について（上天草市（大矢野・姫戸・大道・樋島）老人福祉センター）

日程第14 請願・陳情等の取り扱いについて

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（15名）

議長 堀江 隆臣

1番 嶋元 秀司 2番 切通 英博 4番 何川 雅彦

6番 宮下 昌子 7番 西本 輝幸 8番 高橋 健

9番 小西 涼司 10番 島田 光久 11番 新宅 靖司

1 2 番 田中 万里 1 3 番 園田 一博 1 4 番 桑原 千知
1 6 番 田中 勝毅 1 7 番 津留 和子

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

1 5 番 渡辺 勝也

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長職務代理者 総務企画部長	静谷 正幸	教 育 長	藤本 敏明
市民生活部長	緒方 雅文	建 設 部 長	澤村 弘史
経済振興部長	川端 義孝	教 育 部 長	舂本 伸弘
健康福祉部長	野崎 秀満	上天草総合病院事務部長	松本 精史
市長公室長兼総務課長	村川 和敬	会 計 管 理 者	木本 昌亮
水道局長	藤島 幸治	財 政 課 長	坂田 結二

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	山下 正	局 長 補 佐	原田 和久
参 事	小松野洋己		

開議 午前10時00分

○議長(堀江 隆臣君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の日程は、質疑及び委員会付託ですが、一部の議案については、委員会付託を省略し、採決を行います。議事日程はお手元に配付してあるとおりです。

質疑の仕方については、議会運営の申し合わせ事項に定めてございますので、御注意をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

平田晶子君から、議員の辞職願が提出されています。

お諮りします。平田晶子君の議員辞職の件ほか1件を日程に追加し、追加日程第1号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。

平田晶子君の議員辞職の件ほか1件を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 平田晶子君の議員辞職の件

○議長（堀江 隆臣君） 追加日程第1、平田晶子君の議員辞職の件を議題とします。

辞職願を事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（山下 正君） おはようございます。

辞職願。上天草市議会議長堀江隆臣様。上天草市議会議員平田晶子。

今般、一身上の都合により、議員を辞職したいから許可されますようお願い出ます。

平成26年11月26日付でございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） お諮りします。

平田晶子君の議員辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。

平田晶子君の議員辞職を許可することに決定いたしました。

14番、桑原君。

○14番（桑原 千知君） 議長にお尋ねします。市長選挙に立候補する議員が開会と同時に――

田中辰夫議員は出されました。そしてきょう、平田議員が出されたということで、その市長選挙に立候補を表明されている議長は、議長としてどのような考えでおられるのか、まずそれをお尋ねします。

○議長（堀江 隆臣君） 21日に、報道陣に私の市長選出馬の意向を表明いたしました。いろいろ考えたんですが、12月定例会はやっぱり議長という立場もありますし、ここで議会を離れるということは、議会に対しても混乱を招くという気持ちもありましたので、12月定例会は全うして、出馬をしたいというのが私の気持ちです。

田中辰夫議員が辞職をされた段階で、今回の市長選と同時に議員の補欠選挙が実施されることは確定いたしました。それで、あとは辞職をされる議員さんの数によって定数がふえていくということは選挙管理委員会に確認をしております。

私も議会が欠員にならないように配慮はしたいと思いますので、12月定例会終了後に副議長宛てに辞職願を出そうというふうに考えております。

以上です。

○14番（桑原 千知君） じゃあ、今議会は議長としてされるわけですね。

○議長（堀江 隆臣君） はい。

○14番（桑原 千知君） それでは、私から緊急的に動議を出したいと思います。

議長の不信任ということで出させていただきます。

内容は、動議を出した時点で言わせていただきますので、それを議会としてどのような形で進められるかわかりませんが、一応口頭で出したとき、それをどういう形で取り扱われるかお伺いしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 14番、桑原議員から議長の不信任についての動議が出されましたけれども、それについて賛同される議員さんの御起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 賛同者が1名いらっしゃいますので、これは成立いたしました。

議案の準備はできていますか。

○14番（桑原 千知君） はい。

○議長（堀江 隆臣君） 追加日程で、会議録署名議員を確定してから休憩したいと思います。

追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 隆臣君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。平田晶子君の議員の辞職により、会議録署名議員に4番、何川雅彦君を指名いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時31分

○副議長（津留 和子君） 休憩前に引き続き再開いたします。

桑原千知君ほか1名から発議第4号、堀江議長の不信任決議が提出されています。

お諮りいたします。

発議第4号、堀江議長の不信任決議を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（津留 和子君） 異議なしと認めます。

発議第4号、堀江議長の不信任決議を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3 発議第4号 堀江議長の不信任決議

○副議長（津留 和子君） 追加日程第3、発議第4号、堀江議長の不信任決議を議題といたしま

す。

地方自治法第117条の規定によって堀江隆臣君の退場を求めます。

[堀江隆臣議長退場]

○副議長（津留 和子君） 提出者の説明を求めます。

桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） 皆さん、おはようございます。

私の提出議案によって、皆さん方に時間をとらせたことをまずもっておわび申し上げます。

今副議長にお許しをいただきましたので、発議第4号、堀江議長の不信任決議。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成26年11月26日提出。発議者、上天草市議会議員桑原千知。賛同者、何川雅彦。

提案理由。議会の主宰者である議長が、その職にとどまって議長という職にありながら、立候補の表明をして選挙活動をしている。上天草市議会の品位を著しくおとしめている。これがこの議案を提出する理由であります。

議長不信任決議。本市議会は、堀江議長を信任しない。以上決議をする。

提出した思いを皆さんにお伝えしたいと思います。今回、凶らずも二人の議員が市長選出馬のために辞職しました。田中辰夫議員は開会前に、平田晶子議員は本日の9時に辞職願を提出したと聞いております。私は、前川端市長が辞職前に今回の問題に関して、議会の責任はどうなるのかと、議会の解散まで言及されたことが頭から離れません。それほど、今回の問題に関して、議会の責任は重いと考えております。

堀江議長が、今回、市長選挙に出馬の意思を明確にし、公式に発表されました。私は表明と同時に議長の職を辞し、市長選に向けて活動されるものと思っておりました。しかし、ほかの二人の議員ならともかく、議会の主宰者である議長が、その職にとどまって議長という職にありながら立候補の表明をし、選挙活動をしているというのが現状でございます。

よく議員の皆さんは、執行部と議会は車の両輪であると申されますが、責任を痛感していると言われるならば、速やかに後任の議長を決めて、自身も他の候補者と同じ土俵に立って戦うのが筋ではありませんか。ここにいる議員各位も何度も選挙をして勝ち上がってきている、そのときには有権者には命がけでお願いするはずでございます。その覚悟を見せ、本気で有権者に訴えるために、ほかの二人の議員は辞職されたと思っております。堀江議長の覚悟が私には全く見ることができません。

私は熊本市のある著名な人から、今回の上天草市の不祥事からの一連の流れを見るときに、市議会の議長がその職にとどまって選挙活動をしている現状を、こんな市はどこにもない、また、市民の方からも同じようなことで話を聞いたのも、恐らく皆さん方にも入っていることと思いません。

堀江議長は、一方では議長として責任を痛感していると言われる。一方では立候補を表明しながら議長の職にいる。それは、議長という職は、私じゃないと務まらない、ほかの議員では務ま

らないという意思のあらわれではないでしょうか。この議場にいるほかの議員に失礼ではないかと思わないのか、疑う次第でございます。立候補の決断をした時点で、議長の職を投げ出しているわけですから、いまだ職についているのは、議会の権威を失墜させるとともに、他の候補者にも失礼だし、有権者にどのような説明をされますか。それとも、議長の職に少しでも長くとどまっていたほうが、市長選挙に有利に働くという打算のなせるわざでしょうか。

私は、先日新聞報道による家族の車の売買に関して、政治倫理の問題で百条委員会を全会一致で可決されました。その百条委員会では全てを明らかにします。これは私、議員個人の問題です。私が委員会で証言する、そして真意を明らかにすればいいことです。しかし、今回事前運動をしながら、議長という肩書を持ってその職にとどまっている、それを誰もとめない。繰り返しになりますが、上天草市議会の品位を著しくおとしめていると言わざるを得ません。

上天草市政治倫理条例の第1条、「いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする」とうたっています。

この「自己の利益」の部分自身を自身の選挙活動に置きかえて読んでみてください。繰り返しにはなりますが、前川端市長が辞職前に議会の責任を問いたい、解散をすべきではないかと言及された部分を含めて、御自身の胸に手を当てていただいて、堀江議長の御決断を促すわけでございます。

今朗読しましたそういった趣旨でございますので、常識のある議員でございます。恐らく御賛同いただけるものと確信をしております。どうぞ御理解の上、御審議をしていただき、決定していただけたと思っています。

以上です。

○副議長（津留 和子君） ただいまの説明に対する質疑はございませんか。

13番、園田君。

○13番（園田 一博君） 桑原議員の提出議案には、別に何もありませんけど、今2度も繰り返されましたが、前川端市長がやめる前に議会の解散に言及した、これはどういうことですか。これがもし本当なら議会の侮辱しているんじゃないですか。それは、皆さんここにいる議員は、一生懸命責任というものを感じているんですよ。それを市長が、自分がやめるから議会の解散、とんでもない話ですよ。

我々議員がそういうことを言って、みずから解散しようという話なら別です。何で議会に対してそういうあれがあるんですか。何か落ち度があるんですか。ただ、それだけを確認したい。

○副議長（津留 和子君） 桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） その話をされたとき、市長、市長と我々は違いますと、あなたのことだから、議会は議会で判断をしますからということで私は話が終わっております。別に、議会の批判したとか何とかじゃなくて、一連の流れの中で、どういう気持ちで言われたかわかりません

けど、似たような話を皆さんにも聞かれているという人がおられると思います。

そこは、議会をないがしろにして、どうのこうのというつもりで私は言ったつもりではありませんので、それは誤解のないようお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（津留 和子君） 13番、園田君。

○13番（園田 一博君） 誤解じゃないんだけど、私は直接、市長から議会は解散すべきだという話は聞いたこともありません。どこで言われたか知らないけど、桑原議員はそういうふうにして、市長にそれは違うということを議員として言っていただいたことは感謝しますけれども、そういう話がこの議場に出るといことはどうかなと私は思いましたから、その点だけ言います。終わります。

○副議長（津留 和子君） 桑原君。

○14番（桑原 千知君） 私が、市長をどうのこうのということは、市長が判断することだから、それは議会としての我々が決めることという内容的な部分に対しては、繰り返しになりますけれども、それから先の話というのは、議論の中で出たことで、それを市長が誰かに言ったというのは、私は知りませんよ。

だから、そこで終わっている部分を私がほかのところでどうのこうのということは、会話の中で言うことであって、今、園田議員が言われているように、議会で私が言ったことは重みがあるわけです。その辺は、私自身も個人的にその辺は強く申し上げて、恐らく市長自身もわかったと思われまので、そこは今言ったとおりでございますので。

○副議長（津留 和子君） 13番。園田君。

○13番（園田 一博君） 議長の件についての桑原議員の提案は、私は別に何も言ってないけど、結局、市長が議会を解散すべきだとか、越権行為も甚しいから言っているんですよ。何をもって言っているのか。私たち議員の、その地位も、有権者を後ろに背負ってここに出てきているわけですから、市長もそうだけど、公選でちゃんとここに来ているんですよ。

市長が議会のことを言うのはちょっとあれだから、できれば桑原議員が、市長が議会を解散と言っていたのは取り消してください。お願いします。

○副議長（津留 和子君） ほかにございせんか。

2番、切通君。

○2番（切通 英博君） これは、発議者にじゃなくて、今議長席の副議長と、局長にお尋ねしたいんですけど、議長が、例えばこの混乱の中で議長職を辞するとなった場合に、各常任委員会に委員長、副委員長がいるじゃないですか。そちらのほうで、議会のほうも短縮というか圧縮の議会になったし、市長不在の中で、そういう感じでできなかったのか、そこら辺を条例的というか法的な説明をよろしくお願いします。

○副議長（津留 和子君） 事務局のほうから答えさせます。

○2番（切通 英博君） 事務局。

結局、議長がやめて、副議長で12月の定例会はできなかったのかという問題です。それが堀江議長も悩んだ部分だと思うのでですね。

○副議長（津留 和子君） 議会事務局長。

○議会事務局長（山下 正君） お答えします。議長は、必ずいなければいけません。例えば、病気とか出張とかで会議に出られない場合は副議長が代行しますが、議長が辞職された場合は、直ちに議長の選任を行わないと、会議が開けないということになりますので、議長は必ずいなければいけないということになっております。

以上です。

○副議長（津留 和子君） 2番、切通君。

○2番（切通 英博君） ありがとうございます。初めてのことばかりなので、そこはわからないんですけども、全てが市を揺るがした問題、それとさっき13番、園田議員からもあったように、結局、市長もこう、議会もどうと言われる中で、やっぱりその議長としての立場、混乱している中でのあり方だと思うんですね。

発議者の意見もわかるんですけども、副議長、議長のところにもそういう話があったのか、なかったのか、ちょっとお聞かせいただいていいですか。

○副議長（津留 和子君） ございませんでした。

○2番（切通 英博君） わかりました。ありがとうございました。

○副議長（津留 和子君） 8番、高橋君。

○8番（高橋 健君） 動議者に御質問いたします。きょうの動議を出される現状として、実際、議会は金曜日の時点で始まったわけでございます。表明をされている候補者の現状が今変わっているとは思えません。

そういった中で、なぜ、きょうの動議だったのか、開会日の動議ではなかったのかということに関して、判断をする上でお聞かせください。

○副議長（津留 和子君） 桑原君。

○14番（桑原 千知君） 全く高橋議員が言われるとおりです。しかし、先ほど私が説明で申し上げました中で、重複する部分がありますけれども、結局、議長というのは、議員18名の中でトップですよ、我々の代表ですよ。これは当然、代表が決断すべき問題です。私は、こういうことをここで言っていいかわかりませんが、私は別に、百条委員会をつくったからどうのこうのということで申し上げるわけじゃないです。

恐らく、このことは、皆さん方の心の内にはどこかあると思いますよ。今までどれほど執行部を攻めて攻めて攻め上げた野党の人たちが私は出すと思ったんですよ。それを待っていても誰も出さない。じゃあ、これをうやむやにしてこの状態で議会が正常かとか、議員が責任あるかどうかのと、もってのほかと私は思うんですよ。私は私で、私個人が責められることは、私だけが何かあればされることだから、それは皆さんに関係ないわけですよ。

しかし議長と言えはそういうわけにはいかないです。私は堀江議長が議長だから言うのではな

いですよ。誰がなっている、出馬表明をして、議長としてこの議会が終わるまでしますなんて、これが報道に出たら上天草市議員の品位が落ちますよ。これを何で取り上げないのかと私は思って、情けなくてたまらんですよ。

今言ったような趣旨で、誰かがされるものと私は思っていました。私からすれば、それは見ただけで、これははっきり申し上げます。私は、会派で平田議員を長として立てておりますけど、私自身が出るつもりはありません。しかし、議員として、恐らく本人にとれば、よくないような気持ちで本人はとっておりますけど、これを明らかにしないことには、やっぱり選挙期間中いろいろな立場で動く人たちの、はっきりとした気持ちを表明した中で市民に心配してもらわなければ、私はいけないと思って、それは、皆さん方一人一人の気持ちでございますので、私がどうのこうのは言えません。しかし、一般の市民の人たちはほとんどの人がそれを言います。そういった思いで、きょう出した次第でございます。

以上です。

○副議長（津留 和子君） ほかにございませんか。

12番、田中君。

○12番（田中 万里君） 何点かお尋ねしたいんですけど、桑原議員が、先ほど議長のことについていろいろ言われております。その中に、我々も選挙を戦ってきたというような、選挙をしてきたというようなことを言われました。

桑原議員に1点お尋ねしたいんですけど、桑原議員は、例えば、これまで何期も議員を務めておられます。その中で正式に告示に入った段階から、例えばそういう活動はされていたんですか、選挙活動は。

○副議長（津留 和子君） 桑原君。

○14番（桑原 千知君） 私は、親から教えられたことは、選挙が終わった明くる日から選挙運動をしろと言われておりますよ。お願いしろと、みんなのためになるように、おまえが動くのが仕事だろうかと。そんなものです。何も――。

○議長（堀江 隆臣君） 12番、田中君。

○12番（田中 万里君） ならば、当選したまた次の日から事前選挙活動をされているととっていいんですね。

○副議長（津留 和子君） 桑原君。

○14番（桑原 千知君） 言葉尻をとって判断しないでください。選挙活動というのは、ただわかりやすく言うだけの話で、これは皆さんも一緒ですよ。

通った後、当然支持者に対しては、お世話になります、今から頑張りますからと、それも選挙運動になるわけですから、それぞれの選挙のやり方というのがあると思いますから、私のやり方、言い方は、言葉をそのまま出したとき、それが選挙違反になるかならないか別として、やはり思いの中ですることを、ここであえて田中議員が言われれば、いや、私はしていませんとしか言えないですよ。

その思いと、今の私が言った趣旨とは反しているような気がしておりますので、それ以上、私は答えられません。

○副議長（津留 和子君） 12番、田中君。

○12番（田中 万里君） もう1点お尋ねしたいのが、桑原議員のもとにも、議長が辞任をしてから出馬表明をするべきではなかったのかという声が届いたように、本人も全員協議会の中で、いろいろな市民の声を受けて、現在の大きな決断をされたのではないかと思います。逆に言えば、市民からの多くの声があって、そういう決断をして現在に至っているのではないかと思います。

その辺も市民の方がと言われますが、本人のほうにも市民の声が多く届いて、現在に至っているというのもこの場をおかりして、桑原議員にも御理解いただければと思います。

よろしくをお願いします。

○副議長（津留 和子君） 桑原君。

○14番（桑原 千知君） こういう話をすればどぎつくなと思いますけれども、やはり選挙をする我々にとれば、この人は私の支持者、この人は切通議員の支持者とか、大体わかるじゃないですか、極端な話。嶋元議員さんの知り合いとか支持者とかと、それぞれ皆さんもわかると思いますよ。私は、それを承知で聞くわけですよ。私の支持者ばかりじゃなくて。それを伝えるのが議員としての役割と私は思っておりますので。恐らく皆さん方は、これを聞いてないなんて絶対ないと思います。これを許されるのかということ、私が聞いた話では、大半、90%以上でしたね。

だから、待ってくださいと、野党の人が必ず出しますから、私がしたら、私が候補者に対して妨害しているような形になるような思いでとられても、逆に誤解を招いてしまうので待ってくださいということが一番の趣旨でございますので、その辺は誤解のないようにお願いします。

○副議長（津留 和子君） 12番、田中君。

○12番（田中 万里君） 今、桑原議員が出されたことと、趣旨がちょっとずれますけれども、先ほど桑原議員に対しての百条委員会の設置のことを言及されました。その点にだけ誤解がないように申し上げますが、その件について、今、堀江議長は議長の立場であります。桑原議員も、平田議員を会派から推薦していると先ほど申されたように、私も同じように堀江議長とともに頑張りたいという高い志を持って頑張っております。

これだけは申し上げたいのが、私が百条委員会を設置したのは、議長は全く関係ございません。それは、誰よりも桑原議員が一番よく理解されていると私は信じております。

以上です。

○副議長（津留 和子君） 桑原君。

○14番（桑原 千知君） 今、百条委員会の話をされましたから、言うつもりではございませんでしたけれども、あえて言わせていただきます。

百条委員会を設置した後に、皆さんも御存じのとおり、そこに新聞記者が10人ばかりおりました。それでは下で会見するからどうぞ来てくださいということで、幾つか質問されたんですけ

ど、その中で、桑原議員は、先ほど全会一致で百条委員会を設置されましたけど、議員としてその決議に対してどう思われますかと私に質問をされました。

私は、遅きに失したと。私がもし逆の立場であればもっと早く出しておりましたと答えました。そして、一も二もなくそれを明らかにすれば済むことだからということで、新聞記者に答えました。そしてその後に、あなたたちは子供の人権は考えないのかと言ったんですよ。一個人がすることを、それは確かに一連の流れは想像の中ではそういうことはあるけど、私自身がどれだけ責められても結構ですと。しかし子供が何も知らない中で買ったあれを、何であなたたちがそこまで言わなければいけないのかということ。じゃあ幾らでしたんですかと言ったから、ちょっと待てと、今百条委員会の設置が決まったんだから、その百条委員会で全部出せば済むことで、なぜおまえたちに言わなければいけないのかと私は言いました。

だから、はっきりその辺は私自身も言いました。今、田中議員が言われる議長がどうのこうのということは、私は一切思っておりませんので。誰が議長でも私はするんですよ。堀江議長だったから、最後まで私は言わずに、今ここに至ったということだけは御理解していただこうと思っております。

以上です。

○副議長（津留 和子君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（津留 和子君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（津留 和子君） なければ討論を終わります。

発議第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（津留 和子君） 起立少数です。したがって発議第4号は否決されました。

ここで堀江隆臣君の入場を求めます。

〔堀江隆臣議長入場〕

○副議長（津留 和子君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時06分

日程第1 議案第70号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第1、議案第70号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

議案第70号を採決いたします。本件を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第71号 上天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、議案第71号、上天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） では質疑をいたします。

提案理由に、課税免除及び不均一課税措置の開始時期を明確にするためということで変更になりますが、この明確にするためにということは、これまでの条例の中で何か問題があったからこんなふうに変更されるのかと思ったんですけれども、その辺のことを説明していただけますでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（緒方 雅文君） まず、これまで問題等は発生しておりません。今後予定されている事業で、年をまたぐような計画規模で適用する工場がふえてくると予想されます。

例えば、平成26年度に指定を受けた場合、現行の規定でいきますと、翌年度の平成27年度から平成29年度までの3カ年が特別措置条例の適用期間となりますけれども、年をまたいだ場合には、平成27年度は、適用工場等が未完成で、課税自体がなされないということになります。その場合、残り2カ年度分の適用しか受けられない適用工場等が存在することになります。今回、指定された翌年度というのを、適用工場等の事業開始後初めて課される年度と改正をするものでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○6番（宮下 昌子君） はい、わかりました。これは今部長から、別に問題はなかったということですが、特に、今は企業誘致とかを進められておりますけれども、そういう業者の方々のために、よりやりやすいような制度に変えるということで理解していいですかね。

○議長（堀江 隆臣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（緒方 雅文君） 議員がおっしゃるとおり、優遇措置の一つでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、本件は総務常任委員会に付託いたします。

日程第3 議案第72号 上天草市国民健康保険条例及び上天草市国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第3、議案第72号、上天草市国民健康保険条例及び上天草市国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、本件は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第73号 上天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第4、議案第73号、上天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてを議題といたします。

質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

9番、小西君。

○9番（小西 涼司君） 連絡協議会の委員は、15人以内をもって組織をするということで、（1）から（4）まで学識経験者等が列記してありますけれども、その中には市議会議員も入る予定はありますか。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（舩本 伸弘君） 今回、三つつくりますけれども、連絡協議会につきましては、既存の団体の連絡協議会、専門委員会につきましては、メンタルとか、弁護士さんとか、そういった分野の方になりますので、今回議員さんについては予定をしていません。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、本件は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第74号 上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第5、議案第74号、上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第75号 平成26年度上天草市一般会計補正予算（第5号）

○議長（堀江 隆臣君） 日程第6、議案第75号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件について、質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 36ページですけれども、農林水産業費、その新規就農総合支援事業青年就農給付金ということで、225万円あります。これは、対象者がふえたということでの説明がありました。この方たちがどういう農業をされるのかということと、その地域、それとこの方たちは、もともと地元の方なのか、IターンまたはUターンされてこられた方たちかということと、それと既に当初予算で3名ありましたが、これは何年か継続されるわけですから、来年度の予算には6名分が計上されるかどうかということをお尋ねします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（川端 義孝君） おはようございます。よろしく申し上げます。

まず、1点目ですけれども、新規就農の種目と地域ということですので、3名の方で、地域的には大矢野町の上地区と、湯島地区と、松島の合津地区の3地区の方々となっております。それぞれ上地区の方は野菜の栽培、湯島地区では花卉と野菜の栽培、それと合津地区では果樹の栽培というふうに申請をもらっている状況です。

それと、新規就農者につきまして、地元またはIターン、Uターン者かということですので、1名につきましては、農業大学を卒業後に地元出身の方で就農しておられます。それと、あと2名の方につきましては、都会のほうから今回就農されるということで、Uターン者が2名ということになっております。

それと、来年度の予算についてですけれども、今議員さんが言われましたとおり、平成25年度で3名、今回3名申請を受けておりますけれども、それとほかに農業振興の意味からも一応こ

ちからもPRをしていながら、8名分を当初予算で計上させてもらいたいと考えております。
以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。商工費もお願いします。

○6番（宮下 昌子君） それでは、次の38ページですけれども、前島地区交差点改良構造物事前調査委託料ということで上がっておりますが、これは原課に行っているいろいろ聞きましたけれども、これまでの予定されていた道路拡張から変わりましたので、その分大きくなったということです。山を削ったりもされるということで、宿泊施設とか民家、旅客、海運業施設ということで、写真とかを事前にいろいろ撮って、工事した後とどうなったのかということで調査をしなければならぬとお聞きしたんですけれども、私は素人ですから、どういうふうになるかというのはよくわからないんですけれども、この1,000万円というのは、とても大きな金額に思えたものから、その辺のことをもう一度説明いただけますでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（川端 義孝君） 今、議員が言われましたとおり、今回、委託料がふえた要因についてですけれども、9月から前島地区の道路改良につきまして、委託設計をしております。その中で、ボーリング調査を3カ所、山のほうと、国道のほうをやっているんですけれども、この中で岩の山に占める割合がかなり多いというのが判明して、それで基本的に、例えば近隣のホテルの近くまでとか、岩盤がつながっているような状況がある程度判明してきたんですね。

それで大型工事となりますので、その岩の掘削時に、つながっている岩だとどうしても振動で既設のホテルや施設に影響を及ぼす可能性があるということで、今回、どうしても近隣の掘削の中心点から約40メートルの範囲にある施設、建物等を事前に調査するというので、国土交通省の規定にもありますとおり、そこら辺の事前調査をして、工事が完了したときにそこら辺も確認する必要があるということで、事前調査をしておかないと、もし訴えられたときに、そういった補償とか問題が発生するおそれがありますので、どうしても今回させていただきたいということで、計上させていただきました。

○6番（宮下 昌子君） 1,000万円という金額に対しては、やはりこれぐらいかかると――。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（川端 義孝君） 1,000万円の内訳につきましては、補償費の算定基準がありまして、ホテルとか8カ所なんです。施設1個1個やりますので、その中の亀裂であったり、さっき言われたとおりの写真撮影であったり、そこら辺をかなり詳細に調査しないと、後々補償関係になったときに、どうしても弱くなりますので、詳細なそういった補償の調査ということになりますので、歩掛というか積算基準に沿って積算した結果、1,000万円程度計上させていただきました。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 交差点が当初の予定から設計が変更になったということで、こういうものが発生してきたんだと思うんですが、前島開発に関しては、当初の予定からどんどん予算がふ

えていっているように私には思えるんです。道路拡張に関してもかなりふえてきました。

それで、今後、これからいろいろ進んでいくわけですが、もっともふえていくのではないかという危惧を覚えるんですけども、その辺のことはどうお考えでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（川端 義孝君） 前島地区の交差点改良につきましては、実際、当初計画していたところは、現道の拡幅だったんですね。それから、地元との話し合いの中で約40メートル移動するというので、工事の規模もかなり拡大しています。

当初、全体で10億円ちょっとの予算計画だったんですけども、若干工事費が、例えば拡幅の工事と道路の全体の改良となると、事業費が増加する見込みであります。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 地元の方たちの意向で道路も拡張になったわけですから、その辺は多少工事費がふえたりするのも仕方がないかと思いますが、とにかく、これ以上予算がどんどんふえていくことに対してとても不安がありますので、その辺はぜひ緊縮といいますか、気をつけていただければと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（川端 義孝君） 交差点の改良につきましては、当然地元の要望もありましたけれども、やはりこちら執行部としても、より安全で安心な交差点をつくるには、今計画している交差点が必要ということで判断しております。

予算につきましても、国土交通省の交付金を使ってできるだけ緊縮という形で、補助金を多くとれるような形で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかの質疑はございませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） 24ページの電子計算費です。委託料で、個人情報保護制度再構築支援業務委託料で300万円ほど計上してあるんですけど、これは中身がどういうふうになるのか、どういう仕組みになるのか、その辺をちょっと説明してほしいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（静谷 正幸君） 今回の300万円の部分につきましては、番号制度では、個人番号を利用する事務において、特定個人情報保護評価の実施が義務づけられてくる形になります。

市町村では、個人情報を利用する事務、その事務を保有する特定個人情報ファイルが何であるかということの確認をする、洗い出しをする部分があります。その対象となる作業が今回必要となりますので、事務を洗い出して、番号制度に進めていくための情報の確認という作業が入ってくるということです。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） これは、委託料で300万円計上してあるんですけど、これは高いか安いかわからないんですけど、これはどういう形で、300万円の委託の根拠ですね。それは国か県の指導のもと、そういう基準があるんですかね。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（静谷 正幸君） この部分については、今私たちの中で作業をしておりましたけど、事務量が相当な部分が出てくるということで、件数的には把握しておりませんが、この部分については、専門的な部分が必要ということで積算をしているということです。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） それはわかりましたけど、例えば業者が何社かいて、入札とかそういう仕組みはどういう——、電算はどうしても見えづらいんですけどね。その辺、どうなっていますかね。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（静谷 正幸君） この部分については、株式会社ぎょうせいの見積もりを参考に計上しております。

○10番（島田 光久君） だから、しているけど、業者の選定はどうしているか。

○議長（堀江 隆臣君） 発注の方法ということでしょう。

○10番（島田 光久君） 委託はどういうふうにして決めていますかという意味です。

○総務企画部長（静谷 正幸君） これはまだ予算計上でありますので、一応予算計上の分については、株式会社ぎょうせいの見積もりを参考に予算を上げているという形になります。

○議長（堀江 隆臣君） いや、発注がどうなっているんですかと。

○10番（島田 光久君） 発注はどうやってするのですか。方法ですね。

○総務企画部長（静谷 正幸君） 発注の部分については、一応見積もりと、今後うちの委託契約のマニュアルに基づいて実施をしていきたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、小西君。

○9番（小西 涼司君） 先ほど宮下議員が質問をされました前島地区交差点改良構造物事前調査について伺いたいと思います。

先ほどの質問に対して、経済振興部長は、掘削の中心点からの距離に応じて建物の調査をするという答弁がありましたけれども、そうであるならば線形がもう決定したのかを、まず伺いたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（川端 義孝君） 線形につきましては、基本的に警察とかの事前協議を行った中で今実績を出しているところですけども、大方決定しております。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、小西君。

○9番（小西 涼司君） さきの一般質問でも行いましたが、現在の交差点から約40メートル交差点が移動するという説明でありましたけれども、市民にとって大切な税金を使っ

うことで、市民感情からすれば、どうしても線形あたりが納得できないという意見をよく聞きます。

現場に立って線形を見ていただければ一目瞭然だと思うんですが、隣地との境界とか、いろいろな境界問題等、あとは地形の問題、現道のすりつけの問題とかいろいろなことを考えたときに、どうしても今考えておられる場所というのは、余りにも移動し過ぎた過大設計じゃないかと私は考えるんですね。

一般質問でも申し上げましたように、40メートルも移動するのであれば、工事費も何倍とかかるし、もちろん山が高いので、掘削料、工事料がふえますよね。まず、順番からいけば買収の面積が多くなる。工事自体が大型になり、工事の費用も多くかかる。線形から言ってもあそこまで移動する、竜宮の入り口との兼ね合いがありますけれども、あそこまで40メートルも移動する利点というか、何かあるのかなと思うんですよね。

そこら辺は慎重にもう少し協議をして、最終的に決断をして、決定をしてほしいと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（川端 義孝君） 現在、地域説明会の中でもいろいろ説明してきて、そこら辺を小西議員さんからも指摘を受けているところがございますけれども、基本的に警察との協議であったり、道路交通法による構造の、当然そこら辺の線形の基準がありますので、それに従って今現在実施しているところで御承知願いたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 小西君。

○9番（小西 涼司君） 私も以前は建設業の端くれでありまして、測量のほうも勉強をずっとしておりますし、学校も出ております。そういった中で、警察との協議とか、県との協議とか答弁でもありましたけれども、そこは、ぴしっとした線形の設計をして、県とか警察あたりと協議をされたならば、それは必ず市のほうの設計で意見が通ると私は思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（川端 義孝君） そこにつきましては、十分慎重に協議しながらやっていきたいと思っております。12月中にはある程度設計書ができ上がる予定ですので、またそのときには関係者の方々には説明を実施したいと考えております。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

13番、園田君。

○13番（園田 一博君） 一つだけお尋ねします。33ページ、公的病院等運営費補助金6,200万円、これは、済生会みすみ病院のみですか。それと、これは毎年出ているんですか。今まで余り見たことなかったもので、ちょっとお尋ねします。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎 秀満君） これは、今おっしゃったみすみ病院だけでございます。これは

公的病院等運営費補助金という形で、宇城、天草地域における不採算地区病院、それから救急告示病院の医療機能を担う社会福祉法人ということで、恩賜財団済生会みすみ病院の運営に要する経費を補助しているような形です。

今、この補助金についているのは、宇城市と上天草市で負担をしているんですけども、その利用人数の割合で、パーセント的な形ですけども、宇城市で37.2%、それから上天草市で63.1%の負担をしているところです。

これについては、12月の特別交付税に関する省令に基づきまして、12月交付分の特別交付税として同額の交付が見込まれているところです。

これの内訳として、いろいろ補助額の算定根拠ですけども、不採算地区という病院に関して今上天草市の負担割合というのが63.1%なんですけど、これに対する補助金が1億1,593万9,000円との計算が出されております。それと、救急告示病院という形で、これの計算割合が62.8%で4,623万8,000円という金額が出ているところで、その合計として6,217万7,000円を補助金で出しているところです。

これは、先ほど不採算病院で毎年今の時期に上げているということです。

○議長（堀江 隆臣君） 園田君。

○13番（園田 一博君） 宇城市が37%ぐらい、上天草市が63%ぐらいの中でやるということは、両市合わせて毎年1億円ぐらいみすみ病院に対しての補助になるわけですかね。

みすみ病院は、そんな赤字というのを思っただけではなかったもので、そこら辺もちょっと。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎 秀満君） やはり地域における病院としては必要であるということと、緊急告示病院であるという形で、やはり一番利用の多い上天草市と宇城市で病院の運営について助成をしていく、支援をしていくという形です。

ただ、この形で支援を宇城市も上天草市も出しておりますけれども、先ほど言いましたように、地方交付税のほうで同額が交付される形になっておりますので、市のほうの実質的なマイナスにはならない、同額が交付される形になっておりますので、御理解していただきたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

11番、新宅君。

○11番（新宅 靖司君） 園田議員の質問に関連してお聞きしたいんですが、趣旨は大方わかったんですが、今の上天草市と宇城市の負担割合ですけども、これはどういう基準で63%とかになっているのか。場所は三角にあるわけですよね。そういった患者数とか、人口割合とか、いろいろな負担の割合があると思うんですが、こういった割合でそういった基準が決まっているのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎 秀満君） 病室ですけども、みすみ病院に140床ありますけど、140床のうち上天草市の方がどれだけ利用されているのかということで、140床のうち63.1%が

上天草市の方が利用されているという現実に基づいて負担割合を出しているところです。

○議長（堀江 隆臣君） 新宅君。

○11番（新宅 靖司君） 140床の中で、上天草市在住の方が約63%近くおられるということで、そういう基準になっているということであれば、患者というのは増減もしますし、いろいろな形で不安定な基準だと私は思うのですけれども、そこら辺の基準の決め方については、もう少し宇城市との協議も必要じゃないかと私は思うのですけど、どうでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎 秀満君） これは、あくまでも現年度、平成26年度の今までの実績ではなくて、前年度の平成25年度においての入院患者数の構成割合で案分をしているところです。前年の実績に基づいて、今年度の負担割合を決めているということです。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、本件は各所管常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第76号 平成26年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
(第3号)

○議長（堀江 隆臣君） 日程第7、議案第76号、平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を議題とします。

質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、本件は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第8 議案第77号 平成26年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（堀江 隆臣君） 日程第8、議案第77号、平成26年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、本件は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第78号 平成26年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（堀江 隆臣君） 日程第9、議案第78号、平成26年度上天草市公共下水道事業特別会

計補正予算（第２号）を議題といたします。

質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、本件は経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第１０ 議案第７９号 平成２６年度上天草市水道事業会計補正予算（第２号）

○議長（堀江 隆臣君） 日程第１０、議案第７９号、平成２６年度上天草市水道事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。

質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第１１ 議案第８０号 平成２６年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第２号）

○議長（堀江 隆臣君） 日程第１１、議案第８０号、平成２６年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。

質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第１２ 議案第８１号 上天草市過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第１２、議案第８１号、上天草市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は総務常任委員会に付託いたします。

日程第１３ 議案第８２号 指定管理者の指定について（上天草市（大矢野・姫戸・大道・樋島）老人福祉センター）

○議長（堀江 隆臣君） 日程第１３、議案第８２号、指定管理者の指定について（上天草市（大矢野・姫戸・大道・樋島）老人福祉センター）を議題といたします。

質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第14 請願・陳情等の取り扱いについて

○議長（堀江 隆臣君） 日程第14、請願・陳情等の取り扱いについてを議題といたします。

本定例会に受理した請願・陳情書等はお手元に配付の一覧表のとおりでございます。

先日、議会運営委員会で審議いたしました結果、各所管の常任委員会に付託いたします。結果はお手元に配付のとおりでございます。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

27日は文教厚生常任委員会、28日は総務常任委員会及び経済建設常任委員会を開催しますので、関係委員会への出席をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時37分